
QA23 食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制は、どのようなものですか

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から、食品中の放射性物質に関するリスクを評価し、食品中の放射性物質の基準値を設定し、地方自治体においてモニタリング検査が実施されています。基準値を超過した食品については、回収・廃棄されるほか、基準値の超過に地域的な広がり認められる場合には、出荷制限を行い、基準値を超過する食品が市場に流通しないよう取り組んでいます。

食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について、科学的、客観的かつ中立公正にリスクを評価する機関が食品安全委員会です。

食品安全委員会は、現在の科学的知見に基づいた食品健康影響評価の結果として、放射線による健康影響の可能性が見いだされるのは、自然放射線（我が国では 2.1 ミリシーベルト/年）や医療被ばくなどの通常の一般生活において受ける放射線量を除いた分の、生涯における追加の累積の実効線量がおおよそ 100 ミリシーベルト*以上と判断しました。

さらに、100 ミリシーベルト未満の健康影響については、他の要因の様々な影響と明確に区分できない可能性があること等から、健康影響について言及することは困難であると結論付けています。

おおよそ 100 ミリシーベルトとは、健康への影響が必ず生じるという値ではなく、食品について適切なリスク管理を行うために目安とする値です。

※：ミリシーベルトは、シーベルトの 1000 分の 1 です。また、マイクロシーベルトは、シーベルトの 100 万分の 1 です。

これを踏まえて、食品から追加的に受ける放射線の総量が年間 1 ミリシーベルトを超えないようにとの考えの下に基準値を設定しました。

年間 1 ミリシーベルトは、国際的な食品の規格を定めているコーデックス委員会（世界保健機関(WHO)と国連食糧農業機関(FAO)の合同機関)が、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を踏まえて定めている、これ以上放射線防護対策を講じる必要がないとされる値です。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日